

大阪府公安委員会告示第142号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定に基づき、遊技機の型式の検定について申請のあった次の遊技機は、令和4年10月25日付けで遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に規定する技術上の規格に適合していると認めたので、規則第9条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、検定の有効期間は、公示の日から3年間である。

令和4年10月28日

大阪府公安委員会

委員長 高瀬 桂子

申請者（製造業者）の 氏名又は名称及び住所	遊技機 の種類	遊技機 の区分	型 式 名	検 定 番 号
株式会社三洋物産 代表取締役 金沢 全求 愛知県名古屋市千種区今池三 丁目9番21号	ぱちんこ 遊技機	規則第6 条第1号	PAスーパー 海物語IN沖 縄5YBA	2P0057
株式会社ジェイビー 代表取締役 富山 一郎 東京都渋谷区渋谷三丁目29 番14号			P大開王X	2P1196
株式会社JFJ 代表取締役 松下 智人 大阪府中央区本町一丁目1 番4号	回胴式遊 技機	規則第6 条第2号	S緋弾のアリ アIIJZ	230177
株式会社エンターライズ 代表取締役 新井 聡司 東京都台東区東上野二丁目 13番8号			S MHWア イスボーンZ F	2S1204